

名古屋造形大学成績評定平均値に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋造形大学（以下「本学」という）における成績評定平均値（グレードポイントアベレージ、以下「GPA」という）を算定する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な学修指導に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応して4～0の評点（グレードポイント、以下「GP」という）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、5段階評価を受けた授業科目とする。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、GPAの算出の対象授業科目としない。

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを配点する。

評語	評価	GP	判定	内容
S	90～100	4	合格	(特優) 特に優秀な成績
A	80～89	3	合格	(優) 優れた成績
B	70～79	2	合格	(良) 良好な成績
C	60～69	1	合格	(可) 合格と認められる成績
D	0～59	0	不合格	(不可) 不合格
欠	欠席過多	0	不合格	出席回数が授業実施回数の3分の2に満たない場合
未	未受験	0	不合格	定期試験の未受験、レポートの未提出の場合
M	無効	0	無効	不正行為を行った場合
認	認定科目	—	認定 (合格)	(認定) 編入等により他大学等で修得した科目を本学の単位として認定した場合

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 GPAは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により計算する。この場合において、計算値は、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで表記する。

(1) 年度ごとGPA

年度の、一授業科目の成績評価で得たGPに、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、当該年度に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、当該年度に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

(2) 通算GPA

入学時からの現在の学年までの、一授業科目の成績評価で得たGPに、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学年までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、入学時からの現在の学年までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

(GPA計算期日)

第6条 GPAの計算は、年度ごとに学長が指定した期日(以下「GPA計算期日」という。)までに確定した成績に基づいて行う。

(成績が確定していない科目の取扱い)

第7条 成績の保留又は追試験等によってGPA計算期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

(履修放棄科目の取扱い)

第8条 GPA算定対象科目について、履修登録をした授業科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から、別に定める履修取消期間内に限り、履修の登録を取り消すことができるものとする。

2 履修取消期間内に取り消し手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価並びにGPA算定の対象となり、履修を放棄した授業科目は不合格となる。

3 第1項の規定にかかわらず、病気、事故等やむを得ない事情による場合、学務部長は教務部会の議を経て、履修の取り消し又はGPA算出の対象科目から除外する措置を取ることができる。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第9条 当該年度のGPA計算期日以降に当該年度の成績が不正行為により失格とされた場合は、当該年度のGPA計算期日までに当該成績が無効となったものとみなし、年度ごとGPAを再計算するものとする。

(GPAの表示)

第10条 GPAの表示は、成績証明書に通算GPAを表示する。

(成績評価基準の平準化)

第11条 学務部長は、GPAに基づき、必要があると認めた場合には、授業科目間の成績評価基準の平準化を行うものとする。

(退学勧告基準)

第12条 年度ごとGPAが0.5未満の場合において、面談や修学指導を行った結果、次期の年度ごとGPAに全く改善が認められない場合は、学修改善に向けた意欲が見当たらないと判断し、退学勧告を行う。

第13条 事務部は、本学の組織が教育活動の改善のために行う調査研究に必要なGPAのデータを、運営委員会、教務部会等会議の承認を得て、当該組織に提供することができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は平成28年度4月1日からこれを施行し、平成28年度入学生より適用する。ただし、2年次編入の場合は平成29年度入学生より、3年次編入の場合は平成30年度入学生より適用する。また、平成27年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2021年10月16日から施行する。